

**北九州空港滑走路延長計画に関する
P I 実施計画書（案）**

令和2年10月

北九州空港施設計画検討協議会

はじめに

北九州空港については、大型貨物機の長距離運航を可能とするため、現行の滑走路長 2,500m を 3,000m に整備延長する要請が関係する自治体等からなされています。このため、国は令和 2 年度より、この滑走路延長を検討する調査の実施を決定しました。

この経緯を踏まえ、関係地方公共団体（福岡県、北九州市、苅田町）と、九州地方整備局および大阪航空局は、連携・協力して、「北九州空港滑走路延長」にともなう施設計画段階のパブリック・インボルブメント（略名：P I）を実施することとしました。

P I は、施設計画段階における情報を広く公開し、みなさまのご意見を頂きながら実施していくものであり、空港整備事業の透明性や客観性の確保とともに、みなさまとの円滑な合意形成を図ることを目的としています。そのため、学識経験者や有識者らによる第三者委員会を設置し、客観的かつ専門的な立場からの助言に基づいて進めてまいります。

本書は、「北九州空港施設計画検討協議会」が実施する、施設計画段階 P I の進め方や情報提供などのあり方について定めたものです。

今後、この実施計画書に基づき、北九州空港の滑走路延長計画に関する P I を進めてまいりますので、多くのみなさまに参加いただきますようお願いいたします。



目 次

1	パブリック・インボルブメントについて	1
1.1	空港整備事業における導入の背景	1
1.2	施設計画段階における役割.....	1
1.2.1	実施のタイミング	1
1.2.2	提供する情報	2
2	パブリック・インボルブメントの実施体制.....	3
2.1	主体と役割	3
2.2	北九州空港施設計画段階P I 評価委員会の設置	4
3	パブリック・インボルブメントの実施計画.....	5
3.1	基本方針.....	5
3.2	実施手順.....	6
3.3	論点と情報の項目.....	7
3.4	事前のお知らせ	8
3.5	情報提供とご意見の方法	9
3.6	ご意見の取扱いについて	10
3.7	目標達成の判断と実施記録の公表について	10

1 パブリック・インボルブメントについて

1.1 空港整備事業における導入の背景

パブリック・インボルブメント（以下、「P I」という）は、住民参画といわれ、政策の計画立案や意思決定の過程において必要な情報を公開し、みなさまからのご意見を頂きながら進めていくもので、手続きの透明性や幅広い合意形成を目標として実施するものです。

空港整備において、P Iを積極的に導入するきっかけとなったのは、平成14年12月の交通政策審議会航空分科会（国土交通大臣諮問機関）の答申を受け、国土交通省航空局が「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針（案）」（以下、「一般空港の整備指針（案）」という）及び「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン（案）」（以下、「P Iガイドライン（案）」という）を平成15年に公表したことに始まります。その後、福岡空港等においてP Iが実施されています。

このような経緯と実績を参考にしながら、北九州空港の滑走路延長計画が多くのみなさまのご意見・ご理解によって策定されるよう、本施設計画段階においてもP Iを実施することとしました。

1.2 施設計画段階における役割

1.2.1 実施のタイミング

滑走路延長計画は、一般空港の整備指針（案）に基づくP Iガイドライン（案）において、施設計画段階P Iの実施が求められています。このP Iは、事業採択を判断する新規事業採択時評価に先行する施設計画段階において行うものであり、滑走路延長の必要性や妥当性等に関して、みなさまからのご意見を把握するために実施するものです。



図1 北九州空港滑走路延長計画の手続き

1.2.2 提供する情報

施設計画段階P Iにおいては、北九州空港施設計画検討協議会が、適切で円滑に情報共有しながら、多くのみなさまからのご意見の把握・集約に努めることを方針としています。

このため、北九州空港の滑走路を延長する「必要性」と「効果」ならびに施設計画の「妥当性」について取りまとめた情報を公表していくこととしています。

< 情報提供の骨子と取りまとめの方針 >

① 滑走路延長の必要性

航空貨物の輸送実態によって生じている課題と問題点を整理し、滑走路を延長する必要性がわかる資料として取りまとめます。

② 滑走路延長の効果

滑走路の延長によって、解消される課題と問題点、その効果について整理します。また、数値等を用いるなど、可能な限り定量化した資料として取りまとめます。

滑走路を延長することで創出される雇用等、地域経済へ貢献する効果をわかりやすく説明する資料として取りまとめます。

③ 滑走路延長計画の妥当性

滑走路延長の施設計画について、その配置や規模の根拠、整備の費用と期間ならびに周辺環境への影響等をわかりやすく説明する資料として取りまとめます。

2 パブリック・インボルブメントの実施体制

2.1 主体と役割

PIは、北九州空港施設計画検討協議会を主体として、みなさまと情報を共有しながら、ご意見の把握・収集に努めてまいります。

また、空港整備主体（九州地方整備局、大阪航空局）によって、有識者等からなるPIの助言・評価機関となる北九州空港施設計画段階PI評価委員会を設置し、助言・評価を受けながら進めることで、PIの透明性、客観性の確保・向上に努めてまいります。

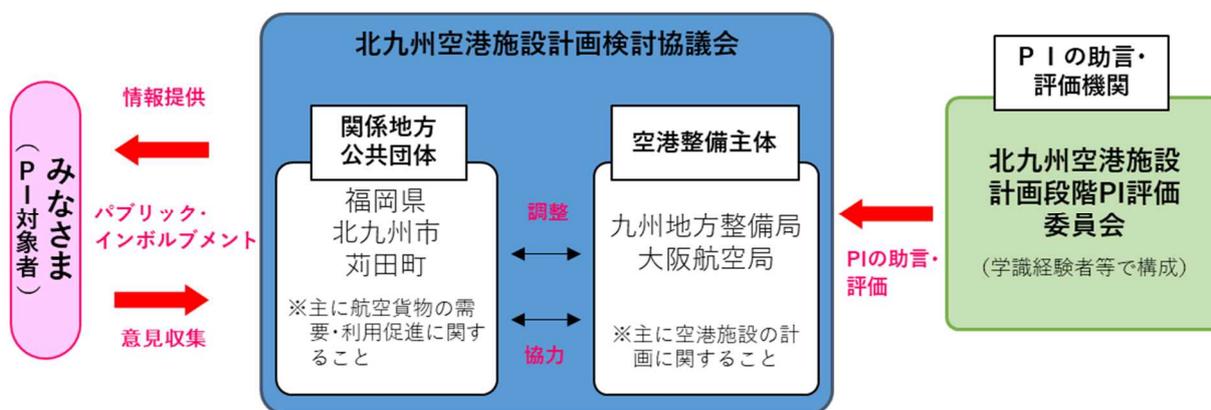


図2 施設計画段階PIの実施体制

① 北九州空港施設計画検討協議会

北九州空港施設計画検討協議会は、関係地方公共団体（福岡県、北九州市、苅田町）と空港整備主体（九州地方整備局、大阪航空局）で構成されます。PIの進め方の公表、計画案の公表、意見の把握・集約を経て、PI目標達成の判断やPI実施記録を取りまとめたいえで公表いたします。

② 北九州空港施設計画段階PI評価委員会

北九州空港施設計画段階PI評価委員会は、空港整備主体によって設置され、学識経験者や有識者等で構成されます。空港整備主体からの報告を受けるほか、必要に応じてみなさまのご意見を直接把握するなど、PIの進め方の公表、計画案の公表、意見の把握・集約及びPI目標達成の判断やPI実施記録の公表等の各段階において、必要な助言・評価を行います。

③ みなさま（P I対象者）

北九州空港の所在または周辺地域の居住者、就業者、経済団体、①でいう関係地方公共団体以外の地方公共団体、空港利用者（航空会社、空港従事者等を含む）等をはじめ、北九州空港の滑走路延長計画に関心を有し、P Iに参画を希望するみなさまが対象となります。

2.2 北九州空港施設計画段階P I評価委員会の設置

北九州空港施設計画段階P I評価委員会は、空港整備主体（九州地方整備局、大阪航空局）により設置され、P Iの準備段階にて公表するP Iの進め方、P I開始後の情報提供やみなさまからのご意見の把握・集約が適切になされているか等、P I全般において、客観的な立場から助言・評価する役割を担います。

委員は、各専門分野の知見を有し、北九州空港及び関連施設の整備、運営、経営等に直接関係がなく、特定の行政機関や利害関係者でない中立性確保の認識のもと、以下5名で構成されます。

表1 北九州空港施設計画段階P I評価委員会の設置概要

項目	内容
設置者	空港整備主体（九州地方整備局、大阪航空局）
設置の目的	北九州空港施設計画検討協議会が実施するP Iの透明性、公平性、公正性の確保
委員	以下の学識経験者、有識者5名で構成 ・阿部 哲茂 弁護士 ・大井 尚司 大分大学 経済学部経営システム学科教授 ・齊藤 由里恵 中京大学 経済学部准教授 ・竹林 幹雄 神戸大学大学院 海事科学研究所教授 ・山根 小雪 ジャーナリスト
委員会の活動	北九州空港施設計画検討協議会が実施するP Iに対する助言・評価 (助言の対象となるP I活動の例) ○P Iの進め方の公表 ○計画案の公表 ○意見の把握 ○意見の集約 ○P I目標達成の判断 など

3 パブリック・インボルブメントの実施計画

3.1 基本方針

P I は以下の基本方針に基づき、みなさまに円滑で効率的に情報が伝わるよう、適切な手法を選択し情報提供いたします。

< 基本方針 >

方針 1 : わかりやすく、入手しやすい情報提供に努めます

みなさまへ提供する情報は、簡潔に、わかりやすくするように工夫し、入手することも不便とならないように努めます。

方針 2 : 簡単で安心して、ご意見ができるように努めます

多くのみなさまのご意見をいただくため、ご意見の方法については、みなさまに選択していただけるように準備いたします。また、いただいた、ご意見や情報については、ご迷惑がかかることのないように取り扱うことといたします。

方針 3 : 透明性、客観性を確保した P I を実施します

P I 活動につきましては、特別に配慮しなければならない場合を除いて、情報の根拠をお示しするとともに、その手続きを公開します。

また、北九州空港施設計画検討協議会やみなさまに対して中立的な立場である北九州空港施設計画段階 P I 評価委員会の助言・評価に基づいて実施します。

方針 4 : 適切な期間を設定した P I を実施します

みなさまが計画的にご意見ができるよう、その方法と期間については、事前にお知らせいたします。

3.2 実施手順

P I 活動では、計画の必要性や施設計画の妥当性などについて、みなさまからのご意見をいただくものであり、その活動は、本書（P I 実施計画書）に基づき計画的に実施します。

基本的な P I の手順としては、P I 活動の日程等を事前にお知らせする周知・広報期間として約 2 週間、計画案などの情報に対するご意見の収集期間として約 1 か月間を確保して、適切な情報提供とご意見の把握を目指します。

最終的には、みなさまから寄せられたご意見を集約して、P I の目標が達成されたことの確認をもって、P I 実施記録を公表してまいります。

また、一連の P I に対しては、北九州空港施設計画段階 P I 評価委員会による助言・評価によって、P I の透明性、公平性、公正性の確保・向上に努めてまいります。

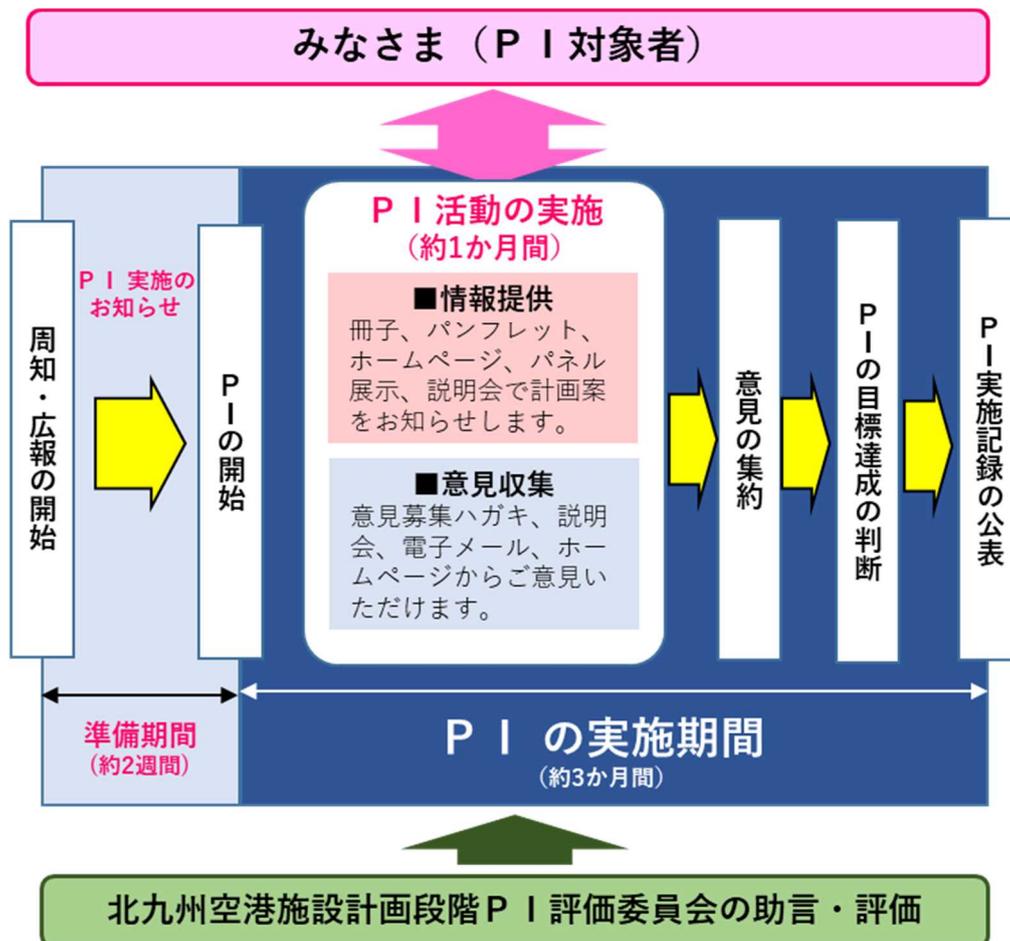


図 3 実施手順

< P I の進め方（案） >

- P I 実施計画書（案）の確定 (令和 2 年 10 月 9 日)
- P I 実施計画書の確定 (令和 3 年度予定)
- P I 活動の周知・広報活動 (令和 3 年度予定)
- 情報提供とご意見の収集 (令和 3 年度予定)
- 寄せられたご意見と対応方針を公表 (令和 3 年度予定)
- P I の目標達成の確認後、P I 実施記録の公表 (令和 3 年度予定)

3.3 論点と情報の項目

P I 活動では、北九州空港の①滑走路延長の必要性、②滑走路延長による効果、③滑走路延長計画の妥当性を主要な論点として取りまとめた冊子（P I レポート）やパンフレット（P I レポートの概要版）等を用いて、簡潔にわかりやすく情報提供していくことに努めます。情報の項目（案）については以下のとおりです。

表 2 論点と情報の項目（案）

論 点	P I 活動で提供する情報の項目（案）
滑走路延長 の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 北九州空港の背後圏域で発着する航空貨物の輸送実態から生じている経済的損失 ➤ 不足する労働力確保への対応や低炭素社会の実現に向けて生じている課題、問題点
滑走路延長 の効果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新規就航が想定される国際航空路線の概要 ➤ 九州等地域に立地する産業の活性化と国際競争力の向上 ➤ 新たに創出される生産や雇用等による地域経済への波及効果 ➤ 輸送効率の改善による課題解消の効果（ドライバー不足への対応。CO₂削減） ➤ 大規模災害発生への対応とBCP機能の強化・確立
滑走路延長計画 の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 滑走路延長位置の計画根拠 ➤ 滑走路延長にともなう各施設の配置計画の内容 ➤ 各施設の必要性と規模、規格等 ➤ 滑走路延長のための整備費用・整備期間

3.4 事前のお知らせ

北九州空港滑走路延長計画に関するP I活動を開始する際には、その周知・広報期間として約2週間前にみなさま（P I対象者）にお知らせいたします。

周知・広報については、以下の手法・媒体を予定しております。

表3 周知・広報の手法と媒体

目的	手法・媒体	周知・広報の概要
周知・広報	ホームページ	インターネットに北九州空港の滑走路延長計画に関するホームページを開設します。
	SNS	福岡県、北九州市、苅田町のSNS(Facebook、Twitter、LINE等)でお知らせします。
	行政機関の広報誌	福岡県、北九州市、苅田町が発行する広報紙でお知らせします。
	PRポスター	福岡県、北九州市、苅田町の公共施設、北九州空港等で掲示します。
	PRチラシ	チラシを作成し、福岡県、北九州市、苅田町の公共施設、北九州空港等に配布箇所を設置します。
	マスメディア	新聞やテレビ等の報道機関に情報提供し、報道による周知を促します。

3.5 情報提供とご意見の方法

北九州空港滑走路延長計画に関するP I活動では、計画案の公表等の情報提供を行いながら、約1か月間の期間において、みなさまからのご意見をいただくこととしています。

この情報提供とご意見の把握については、以下の手法・媒体を予定しております。

表4 情報提供・意見収集の手法と媒体

目的	手法・媒体	内容
情報の提供	ホームページ	インターネットに北九州空港の滑走路延長計画に関するホームページを開設します。
	冊子・パンフレット	冊子やパンフレットを作成し、福岡県、北九州市、苅田町の公共施設、北九州空港等に配布箇所を設置します。
	パネル展	福岡県、北九州市、苅田町の公共施設、北九州空港等で掲示します。
	説明会	北九州市内、苅田町内において説明会を開催します。
ご意見の収集	ホームページ	ホームページからご意見をいただける記入フォームを設けます。
	電子メール	冊子やパンフレット、ポスター等に、ご意見用の電子メールアドレスを掲載します。
	ハガキ等	ご意見を記入するハガキを作成し、情報の提供場所や説明会で配布します。
	説明会	直接ご意見いただきます。

3.6 ご意見の取扱いについて

みなさまからいただいたご意見については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守したうえで、みなさまの不利益になるような氏名や個人の特定につなげることがないように厳格・適切に整理して、対応方針とともに公表することといたします。

さらに、対応方針に対してもご意見の把握に努めることといたします。

なお、ご意見については、P I の目的以外で使用することはありません。

3.7 目標達成の判断と実施記録の公表について

北九州空港施設計画検討協議会は、P I 実施計画書に基づく P I 活動を実施し、北九州空港滑走路延長計画に関する P I の目標が達成されたと判断した場合には、P I 実施記録をとりまとめて公表します。

P I の目標達成の判断は、みなさまにおいて、北九州空港滑走路延長計画の「内容が確認され、疑問が解消され、論点が整理され」、また、「意見の集約状況が事業の円滑な実施に支障とならない」と判断したときです。

なお、この判断は、北九州空港施設計画段階 P I 評価委員会による助言・評価のもとで行うことといたします。